

震災被災地で課題を抱える子どもたちに関する調査報告（第一報）

～避難所となった児童養護施設で暮らす子ども達～

Report on Children who have Difficulties in the Earthquake
Affected Areas (First Report)
—The Children who live in the Institution Used as a Refuge—

吉川 杉生* 伊藤 龍仁**
Sugio YOSHIKAWA Tatsuhito ITO

本調査報告は、2011年3月11日に発生した東日本大震災の被災地において、養育環境や発達面などへの課題を抱えている子どもたちとその援助者に関する現状と課題を明らかにしようとするものである。具体的には、岩手県三陸沿岸地方の被災地で、地域の子どもたちを支える保育・福祉・教育関係者等への聞き取りや資料収集などからその検討を試みた。調査と事例に基づく考察によって、もともと何らかの「課題」を抱えた子どもたちが、被災を通してその個別課題に変化が生じ、複雑化、深刻化している一端が明らかとなった。こうした子どもたちへの対応には、一般的に言われる「心のケア」以外にも、福祉・教育的ニーズに対応した適切できめ細かな支援を継続して展開する必要があると思われた。また、被災とその対応を通じて子どもの援助者のアイデンティティが揺らいでおり、援助者への「アイデンティティの再構築」に向けた働きかけの重要性を指摘している。

キーワード：東日本大震災 被災地 子ども 児童養護施設 課題 援助者 アイデンティティ

I. はじめに

2011年3月11日に発生した地震と津波による東日本大震災は、東北3県を中心とし甚大な被害をもたらした。地震発生から約半年（2011年9月現在）が過ぎ、被災者の救助・救出・治療及び避難所における緊急対応の時期が終り、仮設住宅への入居が進んでいる。被災地の人々は、限られた情報や資源の中で生活を再建し、地域の再構築に取り組み始めている。しかし、その過程で地域全体に次々と新しい課題が発生し、その都度人々には変化に対応することが求められている。

震災被災地の研究を続ける辻竜平（2011）によると、この時期は被災住民同士の「考え方の違いが表面化はじめる時期」と位置づけられている。このような経過の中で、報道各社等の取り組みにより、被災住民の生活状況や福祉的課題が明らかにされてきたにもかかわらず、そこで取り上げられる子どもたちの姿は、「子どもたち」を「全体」としてとらえたものが多く、なおかつその情報も断片的なものに限られてきた。

そこで筆者らは、2011年8月28日から9月2日にかけて、岩手県三陸沿岸地方の被災地に入り、現地調査を行った。調査の目的は、被災地の「子ども」に焦点を当て、中でも震災前から不登校であったり、養育環境や発達面などへの課題を抱えていた子どもたちの現状と課題を明らかにしようとするものである。具体的には、地域の子どもたちを支える保育・福祉・教育関係者等への聞

き取りや資料収集などからその検討を試みた。今回は、調査地域での子どもをめぐる被害状況の概要と、その中でも特に児童養護施設の事例を中心として、養育環境や発達面などへの課題を抱えていた子どもたちやその援助者に震災がもたらした課題を、第一報として報告する。

II. 調査地域の被災状況

今回訪問したのは、岩手県宮古市を中心に、その南の山田町、大槌町、釜石市、大船渡市である（図1・2）。それぞれの市町、またその中の地区によって被災状況は異なるものの、住宅、港湾施設を含む産業基盤、行政機関、商業施設等が失われ、教育・福祉施設の多くも施設・設備を損壊し、利用者、職員を亡くしている（表1～4）。

既存の報告によれば、岩手県総人口1,330,530人のうち、津波被災人口は274,114人（20.6%）とされている。町長自身が津波で死亡したことで全国的に報道された大槌町では、町の沿岸部のほとんどが破壊され、人口約15,000人のうち、震災による死者、行方不明者が約1割に上り、約4700人が仮設住宅に入居している。

III. 調査の概要

1. 調査地域と調査対象

調査地域は岩手県三陸沿岸地域（図1）で、調査対象と訪問時期は以下の通りである。

①朝日新聞社宮古支局（8月28日～30日）、②宮古市

* 短期大学部社会福祉学科 ** 短期大学部幼児教育学科



図1 調査地域（岩手県教育委員会・宮古市教育委員会（2011）の図に加筆修正）

内仮設住宅（8月29日）、③岩手県宮古児童相談所（8月29日）、④宮古市教育委員会適応指導教室（8月30日）、⑤宮古市社会福祉協議会（8月30日）、⑥宮古市内保育施設2ヶ所（8月30日～31日）、⑦宮古市レクリエーション協会関係者（8月31日）、⑧児童養護施設大洋学園（9月1日）、⑨宮古市・山田町・大槌町・釜石市の津波被



図2 調査地域の被災状況（宮古市田老地区）
(右2枚の写真は岩手県教育委員会・宮古市教育委員会（2011）)

市町村	被災前状況（2010年10月）			被害状況（2011年6月現在）							
	人口	児童人口	世帯数	死者	不明	合計	倒壊家屋	小学校	中学校	幼稚園	保育所
田野畠村	3,843	326	1,309	14	11	25	270				
岩泉町	10,804	1,019	4,355	7	0	7	197				
宮古市	59,442	7,394	22,504	420	161	581	4,675	1校		1園	
山田町	18,625	1,968	6,605	587	174	756	3,184	1校		2園	
大槌町	15,277	1,691	5,674	783	827	1,610	3,677	4校	1校	2園	3園
釜石市	39,587	4,542	16,095	869	361	1,230	3,723	2校	2校	1園	2園

表1 宮古児童相談所管内被害状況全体像（宮古児童相談所説明資料 2011年8月4日から作成）

注) その後の調査により、さらに多くの保育・教育施設の被害状況が明らかとなっており、この表が全てを表しているわけではない。

市町村	宮古市	釜石市	大槌町	山田町	岩泉町	田野畠村	合計
孤児	6	23	17	8	0	0	54
遺児	37	59	57	54	3	12	222

表2 宮古児童相談所管内児童の被害状況（2011年7月27日現在）（宮古児童相談所説明資料 2011年8月4日）

災地（8月28日～9月2日）。

2. 調査方法

今回の調査では、ア、被災地での聞き取り実施が今回初めてで幅広い課題を導き出す必要があること、イ、被災の前後を通した子どもと援助者が置かれた状況の理解が、当事者の自由な語りと調査者との応答の中で深められることの2点から、自由度の高い半構造化面接を実施した。項目は、対象によって若干異なるが、基本的には①被災時の状況②被災前後の子どもの状況と変化③子どもへの援助の状況④援助者としての課題等である。その他、資料収集と記録として写真撮影を実施した。

3. 研究上の倫理的配慮

本調査にあたっては、対象とした機関・施設等に対し上記の研究目的を伝えた上で、個人、施設を特定しないことで結果公表の了解を得た。また、聞き取り内容のうち、個人情報が特定される可能性が強いものについては記述を避けるか、関連して公表されている資料を用いることを原則としている。

さらに、聞き取り内容に基づく記述部分については、原稿を調査対象に送付し、内容の正誤の確認と修正を行い、その上で公表の有無についての承諾を得ている。なお、「V. 事例に基づく考察」で言及する児童養護施設「大洋学園」からは、被災を通した子どもと援助者の状況を具体的に明らかにすることにより、今後の支援につながる記録になり得るという趣旨から、名称を含めて公表することの承諾を得ている。

IV. 調査地域の子どもをめぐる被害状況など

ここでは、宮古市を中心にして、今回の聞き取り調査や関連資料をもとに、子どもたち自身、また子どもを支

	児童生徒		教職員	
	死亡	安否不明	死亡	安否不明
小学校	17人	4人	1人	2人
中学校	14人	1人	0人	0人
合 計	31人	5人	1人	2人

表3 教育関係被害状況「岩手県全域」

(表3、表4：2011年8月4日現在/岩手県教育委員会・宮古市教育委員会(2011))

	学校数	使用不能	複数校 合 同
小学校	117校	14校	27(23%)
中学校	57校	10校	13(23%)
合 計	174校	24校	40(23%)

表4 教育関係被害状況「岩手県沿岸部」

える施設や学校、援助者の状況を概観しておきたい。

1. 子どもの被災の全体像

宮古市では、子どもの被災状況を宮古児童相談所と宮古市教育委員会が詳細に把握することに努めている。特に教育委員会が岩手県教育委員会とまとめた小・中学校の被災状況については、被災後の教員加配等に関する基礎資料として、文部科学省の検討会議（「公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議」第6回/8月19日開催）で報告されている（岩手県教育委員会・宮古市教育委員会2011）。それらの結果の一部が表1～4である。

表1、2に関連して、宮古市とその周辺部を管轄する宮古児童相談所では、学校、幼稚園、保育所の被害状況を含む地域全体の被災状況を把握すると同時に、被災児童の状況・実態について、管轄地域内の103ヶ所の避難所を訪問し実態を調査している（3月17日～31日）⁽¹⁾。その活動を通じて、孤児・遺児及び様子が気になる子どもなど98名を把握していたが、そのうち孤児54名（岩手県全域における震災・津波孤児91名）のほとんどが親族によって養育されており、現時点では施設への入所は発生しない見通しのことであった。もともとこの地域は親族による結びつきが強く、親族里親制度の活用が図られてきた結果だと思われる。聞き取り調査の中では、児童相談所としてもそのことを考慮し、親族のもとで安定した養育環境が確保されることを第一として親族里親の認定を推進してきた。（認定済み親族里親7件、委託児童数7名。相談調査中親族里親17件、委託予定児童数32名、養育里親3件、委託予定児童数5名。）

なお、母子世帯の母親が死亡した結果として孤児となるなど、もともと養育基盤の脆い家庭が被害にあっていいる事例が多いとの指摘もあった。これらの遺児については個別訪問による面談が実施未了であり、新たな課題が見出される可能性もある。

一方、表3、4に関連して、前出の教育委員会のまとめによれば、津波による影響は、児童・生徒、教職員の人的な被害にとどまらず、教育環境全体に表れている。具体的には校舎が大きな被害を受けて他校に間借りしたり、校舎以外の施設を利用するなど、学校運営上の課題も発生している。さらに、体育館が避難所になる、校庭に仮設住宅が建設されるといったことから、子どもたち

の運動や遊び、部活動などが制限されている。また、被災した児童生徒が転出後、転出先での家族の生活課題や子どもの学校適応上の課題から再転入するといった事例も報告された。また、不登校児童・生徒を対象とする宮古市内の「適応指導教室」も津波の被害を受け、教室を1ヶ月間閉じている。

2. 避難できた子ども・できなかった子ども

地震発生が14時46分だったこともあり、子どもたちの多くは学校や幼稚園、保育施設にいた時間帯であったが、それぞれの学校や施設等の適切な対応により、子どもの人的な被害は非常に少なかったと言われている。例えば、今回訪問したA保育施設で毎月初めに実施される地震と津波を想定した避難訓練においては、ただ教室から園庭に集まるというだけでなく、避難所まで幼い子どもたちを全速力で100メートル程度走らせるという実質的な負荷を子どもにかけながら、実際の発生に備えるというものだった。また、岩手県の例ではないが、宮城県気仙沼市教育委員会の担当者への聞き取り（今回調査後の別機会に実施）では、避難訓練は下校時の子どもたちが津波に遭遇する場合も想定した訓練が普段から取り組まれていることが指摘され、これらの地域の子どもたちの安全が、単に発生時間という「偶然性」に支えられたものではないことを強調している⁽²⁾。

その一方で、亡くなった子どもたちの中には、保育施設などに迎えに来た保護者等と一緒に帰って津波にあつた子どもたちが数名いる。また、高校を卒業して在宅中だった高校3年生が津波にさらわれたという複数の事例、不登校の状態の子どもが母子で在宅中に津波に襲われ流されたが助かったという事例、不登校の高校生と中学生の兄弟が在宅中に津波に襲われ、2階から屋根へ逃げて救助されたという事例の報告もある。その点からすると、学校や施設といった地域内の子どもたちの安心を支える「セーフティーネットからはずれている子どもたち」が十分に避難できていない点にも目を向ける必要があるだろう⁽³⁾。

3. 子どもたちの心と生活、その変化と課題

被災から約半年が経過した今回の訪問では、被災直後にあつた子どもたちの心の動搖が収まりつつある中で、聞き取り調査の対象となった複数の関係者から、長期に

わたる支援の必要性が指摘された。ただし、それは単に「心のケア」という意味ではなく、家庭や地域環境を含む、子どもの日常生活全体に対する支援の必要性という意味である。

今回訪問した宮古市内のA・B保育施設では、どちらも在園児数の減少傾向が報告された。それには、被災直後の休園や、両園の合同保育（施設をまたいだ一時的な合同での保育）の影響もあつただろうが、地域全体の被災による生活基盤の消失等に伴う転出が続いていることの影響が大きいようである。

被災地を通って登園していたA保育施設の園児には、瓦礫が散乱する街中を通つてくることへの拒絶反応から、登園しなくなる子もいた。また、電気をつけておかないと眠れない、「飼っていたウサギが死んだからぼくも死にたい」「保育施設が流されたね」などの気になるつぶやきや、夜尿の事例も報告もされている。また夏休みの前頃まで、津波の襲来時を再現するような「津波ごっこ」という遊びをする園児の姿が見られた。

このような様子は、児童相談所による巡回児童相談活動（第1期：4月7日～4月27日、第2期5月12日以降）でも報告されている。より幼い子どもではオムツへの回帰なども報告され、余震への恐怖反応が高まり、親から離れられない事例や落ちつきのない行動傾向も見られた。調査当時、A保育施設では園児の家庭環境が不安定化していたため、保育士による家庭訪問を2ヶ月以上実施している。また、B保育施設では被災後しばらくの間、保育士が自ら園児の自宅まで送迎をするというような、従来は実施していない業務まで行い、園児と家族の支援に取り組んだという事例も報告された。

その後、被災した地域の子どもたちが全体としては「元気さ」を取り戻していく中で、いくつかの留意すべき点も出てきたことが指摘された。例えば、普通に屋外で友だちと遊び、食事や睡眠のバランスが取れている子どもは、その中で気持ちを発散させて回復は早かったが、学校や児童公園、空き地などに仮設住宅が林立し、子どものあそびやスポーツ、文化活動やレクリエーション活動を行う環境が不足はじめている点や、それらの要因とも関連して子どもの心身の健康への悪影響なども心配されている。また今後は、避難所から仮設住宅への生活基盤の変化に伴つて、新たな子育ち、子育て上の課題が発生することも予測される。

宮古市社会福祉協議会によれば、被災者全体が一緒に生活する避難所に比べると、個々の生活中心の仮設住宅においては、外部からの支援活動の受け入れが制限されるので、その影響も危惧されている。例えば、子どもを集めて遊びを提供する活動等も、取り組む場所やタイミングなどに制限されやすいということである。

一方、児童相談所では、もともと発達面や生活面に課題を持つ子どもたちの中に、その状態が悪くなつた事例があると指摘された。具体的には、地震や津波の不安や

恐怖といった震災による心的外傷（P T S D）とは別に、震災後の親の生活基盤の変化や、これまで受けてきた日常的な支援が適切に継続されないことなどの影響が表れているというものである。これに対して、不登校や引きこもりの事例からは、今回の震災をきっかけに被災者支援などへの社会的活動を始めた子どもたちが出てきているという指摘もあり、さらに掘り下げて検討すべき点と思われた⁽⁴⁾。

また、もう少し高い年齢層では、学校への転入学に関連して、被災状況の異なる子ども同士がともに生活する中で、笑うことのためらうなどの「気遣い」というような影響も見られている。こうした状況に対して、宮古市では、児童相談所を中心に、子どもの心のケアに関する研修会の開催に取り組む一方、震災による子どもの心のケアに対応するため、本年6月に1年間の設置期間予定で「宮古・子どもの心のケアセンター」を開設し、県内3名の児童精神科医師が交代で相談や診察を行っている。

4. 援助者の抱える課題と苦悩について

子どもを支援する立場の人々が、震災から今日にいたる中でどのような状況におかれてきたかについての聞き取りは、今回の宮古市の調査において、2箇所の保育施設と一部の機関に限られている。しかし、避難にいたる対処への悔恨と、被災で失われたこれまでの活動への喪失感、そしてそれを踏まえた保育者としての自己への問いなど、援助専門職としてのアイデンティティにまで踏みこんだ語りを聞き取ることができた。ここでは特に、その点を中心まとめておきたい。

まず、被災当日の保育施設での避難の様子を詳細に聞くと、職員は安全に配慮しながら臨機応変の対応が求められていたことが分かる。A保育施設では、地震発生後、保育士は園児を昼寝から起こしつつ着替えさせ、園長の判断で孤立を避けて安全な場所まで避難誘導した。到着後、人数確認をしたときに津波に追わされて高台の墓地に走り逃れ、寺で一泊。翌朝、数名を残し保護者に子どもを返す。さらに、避難所となつた学校に移動し、ようやくそこで園児全員を保護者に返すことができた。この時点で、避難時までに迎えの祖父母に返した園児が保護者の元に戻っていないことが分かり、後に死亡が確認されている。

こうした中で聞き取りに応じた職員は、何よりも園児の死亡という現実を自分たち自身で受け入れられなかつたと語っている。特に、これまでの訓練や被災時の行動からすると、全員が一緒に行動することができれば助かることができたのではないかという悔恨の念を繰り返し感じている。その一方でその出来事を、残された園児たちにどのように伝えていけばいいのかと迷い、それまでの長い保育士生活全体を通して、今回の被災を最も重く苦しい体験として受け止め、「どうして最後にこんな悲

しいことになってしまったのか」という思いから抜け出せないでいると語られ、保育者として抱える苦悩が示されている。

A保育施設の職員も半数ほどが被災している。調査時点において仮設住宅から通勤中の保育士もいるが、一人の退職もなく保育を続けている。また、建物や遊具、設備、機器類の流失だけでなく、そこに保存されていたすべての記録や書類、アルバムに必要な写真や映像データ等も全て流失している。被災後しばらくの間、職員らは、瓦礫の中に何かあるのではないかと思い、何度も保育施設の跡地に行って探したが、ほとんど何も見つからなかつた。「今年度の卒園児に渡すアルバムに入れる思い出の写真がないことが悲しい」という、保育士としての切実な思いも聞き取られている。

調査した宮古市においては、被災状況がより軽微な保育施設を間借りする合同保育により、保育活動を早期に再開させている。例えば、施設が全損した保育施設では、職員が避難所での子育て支援活動を続けながら保育再開への努力を続け、他の保育施設との合同の保育期間を経て、4月中旬には他施設内で仮設保育施設を再開している。また、今年度の卒園児に明るい記憶を残せないものかと、各家庭に残された写真を集めるなどの思案もしていた。

被災直後から施設再開に至る過程と、その中で感じた思いなどについて、一人ひとりに聞く形での調査はできなかったが、聞き取りに応じていただいたベテランの保育士は、「自分自身がその場にいた責任」と「亡くなつたことを伝えるつらさ」について、「他の人もそういう思いをしていると思う」と語った。その上で、被災から半年が経過し、今はそうした自分たちが直面した現実を「どこかに伝えなくてはいけない」という思いを感じつつあると話された。

語ることを通じて自己が再生する過程を「物語としてのケア」（野口裕二 2002）と呼ぶとすれば、その語りの場を何らかの形で設けることが、援助者としてのアイデンティティを再構築する一歩となる。筆者らによるこのような聞き取り調査は、被災地の子どもや職員への支援に必要なデータを収集するために行われたものであるが、同時にその聞き取る行為を通じて、被調査者である職員が自分の置かれた状況を意味づけ、現実を受け止める手がかりにしようとしていたことは重要な発見であった。

聞き取りの内容を調査者と被調査者の相互行為としてとらえ直すことで、データが主観的に歪められることは注意した上で、聞き取りの過程における「気づき」や「意味の構成」が被調査者のアイデンティティの再構築につながる調査手法を検討することも、今後の調査における課題としていきたい。

V. 事例に基づく考察：震災が「社会的養護下の子どもたち」と「援助者」に与えた影響について

—「大洋学園」の被災状況と課題の考察—

ここまでは、宮古市を中心として、そこで子どもの被災状況と生活や心の変化、そしてそこに関わる援助者の状況を見てきたが、これらは、時間の経過とそこで生活の文脈を通してこそ本来の意味を読み取るべきものもある。また、すでに見てきたような子どもをめぐる状況が、生活課題を抱える子どもたちの中でどのような意味を持ったのかを明らかにすることもある。そこで、以下では限られた紙幅を使い、児童養護施設「大洋学園」の被災状況と子どもの変化などを軸に検討しておきたい。

「大洋学園」は、宮古市児童相談所管内唯一の児童養護施設である。今回の津波で直接水没するなどの被害を受けたわけではないものの、町の中心部全域が水没した大船渡市に立地していることから、被災直後から地域住民の避難所の役割を果たすなど、入所児童に与えた影響が最も大きい児童福祉施設の一つだと位置づけられる。

児童養護施設の子どもたちに関して、社会的排除の視点から「児童養護施設の子どもたちの生活過程」を検証する谷口由希子（2011）は、「貧困や排除の渦中にある子どもの中でもとりわけ家庭で適切な養育が受けられない子どもは「要養護児童」と言われ、児童養護施設を中心とした社会的養護体系が子どもの生活基盤となっている」と説明している。また児童養護施設は「貧困、格差社会の底辺部分の核としての存在」（喜多一憲 2009）と位置づけられ、入所児童の背景に「親の労働問題とそこから派生する生活問題がある」（堀場純矢他 2007）と指摘されている。このように、児童養護施設としての大洋学園は、もともと深刻な課題を抱えている家庭の子どもたちが、その家庭から分離保護されて集団生活を営んでいた社会的養護の現場である。今回の震災は、この子どもたち（＝学園生）にも何らかの影響を与えていたはずである。

しかし、その被災状況がどのようなもので、どのように変化し、どのような支援が展開されていったのか、そしてどのような課題があるのか、未だに明らかになっていない。このような状況とその課題を丁寧に調査することにより、適切な支援を提供することが可能になるはずである。そこで筆者らは、大洋学園の①被災時の状況とその経過、②被災前後の子どもたちの変化、③学園生への支援とその再構築への課題という観点から調査内容を見直し、社会的養護の下にある子どもたちとその援助者にとっての「被災の意味」を検証することにした。

1. 施設の概要

大洋学園（以下、学園と記述）の概要は、以下の通りである。学園の所在地は、岩手県大船渡市立根町であり、津波で水没した大船渡市の港湾部や市中心部から離れ、

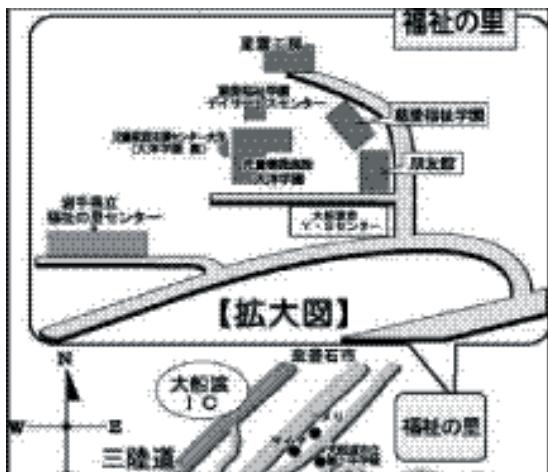


図3 「福祉の里」位置関係（学園パンフレットより）

郊外の緑豊かな田園地帯の一角に、障害者支援施設などともに「福祉の里」という区画が形成され、その中に建てられている(図3)。設立・運営母体は社会福祉法人「大洋会」(理事長:木川田典彌)。周辺は宅地造成されて、震災前から住宅が建ち始めている。鉄筋コンクリート2階建て、敷地面積4,940m²、床面積1,250m²の中に、児童養護施設「大洋学園」定員50名(内、小規模グループケア「さくらホーム」6名)のほか、地域小規模児童養護施設「若葉ホーム」定員6名、児童家庭支援センター「大洋」を併設している(図4)。学園の設置は1955年で、運営主体は先の「大洋会」である。なお、1992年に新校舎建設にともない現在地に移転している。

職員構成は、園長1、事務員1、児童指導員6、特別指導員1、保育士8、家庭支援専門相談員1、個別対応職1、栄養士1、調理員4、心理療法士1、宿直専門員5、嘱託医1である。入所児童の内訳で見ると、1歳から18歳までの入所児童のうち被虐待児27名、発達の遅れや障がいを抱えている児童9名が在籍している。学園では、これら様々な課題を抱える学園生のケアを向上させるため、生活単位の小規模化を推進し、家庭的な養護を目指している。本年2月から「ユニットケアシステム」への一部移行を実現した直後に被災している。施設は津波の直接的な被害を免れたものの、避難所として地域の被災者を受け入れた。

2. 被災時の状況とその経過

①人的、物的な被災状況

今回の被災を通じた学園関係の人的な被害では、学園生の母親と、学園の卒業生 1 名が死亡。さらに、家族の行方不明・死亡者が出ていた職員が 3 名となっていました。なお、職員のうち、家屋流失および全半壊が 9 名あつた。

物的な被害では、施設の倒壊は免れたものの、建物の一部の損壊、器具・備品の破損があり、その修復が必要となつた。

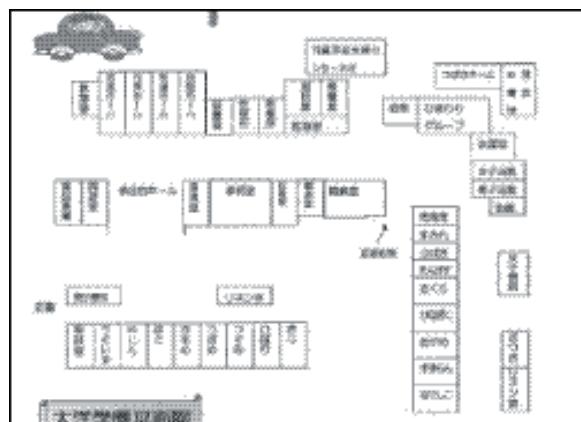


図4 大洋学園平面図（学園パンフレットより）

このほか、同一法人内の障害者支援施設グループホーム一棟が流失し、被災直後には陸前高田市内の障害者支援施設との連絡とれない状態となった。また、震災のため市中心部の商業施設が壊滅し、残された大型商業施設が学園付近に限られているため、陸前高田市や大船渡市からの車による恒常的な道路渋滞が施設周辺で続いていた。

②被災後の学園生活の変化

これらの被害を受けた上で、その後の学園の生活は被災直後の対応に追われるとともに、地域の避難所として大きな変化に直面することになる。このことを、聞き取りと学園がまとめた資料をもとにして時間の経過とともに整理したい。

【3月11日～13日】

11日午後2時46分地震発生後、学園生と職員全員を園庭に集合させ安否確認を行なった。法人施設の全公用車を園庭に集め、避難用テントを張り、学園生を併設の障害者支援施設利用者とともにテントと車内へ収容し、毛布を配布、学園テント内に法人対策本部を設置した。大船渡市中心部が壊滅状態となり地域一帯のライフラインも失われ、近隣の住民が自家用車等を使用して大挙して「福祉の里」内に避難してきた。電気が切れ、電話、携帯電話が不通となる中で、避難住民から被害の状況を聞くが、この時点では被災状況の全体像を把握することはできなかつた。

職員は、各施設の食糧、日用品、消耗品を学園駐車場に集めた後、学園ホール、厨房を使用して炊き出しを行い、学園生、利用者と職員に配った。夕食後、学園生と利用者を、自家発電による電気を確保した福祉の里センターに移動させ、職員が付き添った。このうち、迎えのある障害者支援施設利用者を家族へ引き渡し、12日からは職員が、利用者宅や避難所を訪問して安否確認を開始した。併設施設の各施設長、一部職員は常時園庭のテント又は公用車内で待機したが、その間も頻繁に余震が

続いていた。なお、取引スーパーより格安で食材提供があった。

この間、就労訓練中の男子1名が安否不明になるが、避難情報が入り翌日に連れ帰った。さらに、登校中の男子高校生2名の安否が被災後から不明であったが、ラジオで高校の屋上に100名の生徒、職員が救出を待つて夜を明かしていると放送があり、翌12日に職員が徒歩で山越えをして捜索し生存を確認して保護。自動車学校で合宿中の女子高校生1名の安否も不明であったが、12日に職員が保護した。また休日の学園職員1名が津波に流されて安否不明となったが奇跡的に救出されて13日に生存確認された。その他、障害者支援施設で外出していた利用者、職員12名が安否不明になっていたが、12日までに全員の無事を確認して連れ戻すことができた。

13になると、園庭テントを撤収し、法人対策本部を学園事務室へ移動した。福祉の里センターに避難していた利用者は各施設に移動し、学園ホールと児童家庭支援センタープレイルームは陸前高田市の施設利用者が使用した。学園生の生活空間の多くを食糧貯蔵庫や家屋を流失した職員や宿泊職員の部屋として使用し、学園生は園内3ユニットと未就学児、低学年ホール、図書室、静養室で生活することになった。各施設長、職員は各施設に宿泊して学園生や利用者の保護に務める一方で、避難している住民への炊き出しも継続した。自治体等による配給も始まったが食糧全体が不足し、ガソリン不足が深刻化した。

【3月14日～3月22日】

14日に電気が復旧し、テレビも一部復旧して近隣地域一帯の被害状況がわかり始めた。15日からは冷え込みが増し降雪があり、不足する灯油を近隣施設より集め、ポリタンクで保管して長期戦に備えた。卒園生から食糧日用品等が直接届けられることもあったが、県、市に不足する食材や物資の提供を依頼した。

その後も、福祉の里センターに避難している一般避難者と施設利用者、学園生と職員分、最大約500食、少なくとも200食の炊き出しを継続した。16日には、学園と福祉の里で震災後初めての入浴を実現し、県内、地域住民、地元消防団等からの食糧の提供も増えたが、金融機関での現金の払い出しが出来ない状態が続いた。17日には自転車を整備し、職員等の近場の移動には自転車を使用することにした。

18日には、職員2名ずつのチームを編成し、陸前高田市出身の学園生家族の安否確認を開始した。また、児童家庭支援センター大洋の心理療法士3名が心のケアチームに加わり、大船渡市、陸前高田市の被災住民を対象とした活動を開始した。保育士1～2名が、避難所の乳幼児母子のストレス解消のための支援を開始した。また、岩手県児童養護施設協議会から救援物資とともに応援職員3名到着した。以後4月26日まで6隊に分かれ

て継続的な支援（職員提供）を受けた。

19日から22日にかけて、周辺市町村出身の学園生家族の安否確認を行う中で1名の安否不明者がいることがわかり、その後の調査により4月には遺体を確認した。

【3月23日以降】

4月4日には、それまで近隣住民の駐車場になっていた園庭の車両を撤去し、学園生が園庭で遊べるようになつた。7日に大きな余震で障害者支援施設の一部が損壊し停電発生。宿直職員5名と避難職員3名、その他近隣職員が学園生を保護して夜明けまで対応した。19日には、学園単独で調理・食事が可能となり、新年度ホーム編成の発表と今後の避難場所の確認をした。地域小規模児童養護施設「さくらホーム」の学園生は、当面の間、本園の図書室等を使用して生活することになった（使用できる居室が不足しているための措置）。

県内児童福祉施設職員による応援職員派遣は26日に終了した。電話、FAX、インターネットは28日以降に回復した。今回の震災では、陸前高田市の保健師、相談員の3分の2が死亡・行方不明となつたため、児童家庭支援センター大洋心理療法士3名はローテーションを組んで大船渡市、陸前高田市で継続して活動することになった。活動先として仮設住宅対応も予定されている。

なお、学園生の通学する小中学校の入学式は21日以降順次実施され、高校の入学式は5月10日まで延期された。

3. 生活の激変が学園生に与えた影響

このように、地震発生からしばらくの間ライフラインも損なわれ、余震も頻発し続ける中で、施設の生活空間は地域の避難所として使用された。このことは、学園生の生活と心に大きな課題を持ち込むことになった。それまで日常生活を営んでいた学園生は施設の一角に追いやられ、プライバシーが消失する等による不安定な生活が続いた。彼らは暖房もない中で毛布に包まって寒さをしのぎ、自由な遊び場であった園庭は4月4日まで避難住民の駐車場となり、屋外で身体を動かして遊ぶことができなかつた。

そうした日々のストレスなどから、深夜まで携帯ゲーム機を続けて昼夜逆転するなど、学園生の生活が乱れ始めた。「異常な感情の高揚感を示す、チック症状が現れる、いろいろして落ち着かない、職員に反抗的になる」など、一部の学園生に気になる変化も見られた。そうした中には、園庭に駐車してある自動車や建物にボールをぶつけたり、自転車の二人乗りをして坂道を下り転倒して大怪我をするなどの事例も生まれた。しかし、それ以上の事態には至らず、学園生全体としてよく我慢して生活したというのが、職員から見た彼らの印象である。

また、高校で被災した2名の高校生が津波を直接目撃

し、クラスメイトや友人を亡くしている。彼らは当初、暗い表情で口を開かず押し黙っていたが、数日して自分からその話をするようになったという。他の学園生も余震などで不安になることもあったが、周囲の誰かに訴えたり、相談することができている。施設の子どもたちは、職員や子どもたちの集団生活の中でお互いに話をしたり、聞いてもらうことができる環境にある。「話し始めれば大丈夫だと感じた」と学園長は語っている。しかし、母親を津波で失った学園生などの震災後の影響は、長期間経過を観察しなくてはわからない。

また6月以降、地域の小中学校の校庭や運動公園用地に建設された500戸以上の仮設住宅へ、被災住民の転入居も始まっている。学園には園庭が残されているが、周辺地域の子どもの遊び場が消失している。その結果、運動部の活動やスポーツ少年団の活動場所が不足して問題になっているという。また、学園周辺だけでも人口が1000名以上増加し、学園生が登校する小中学校への転入生もかなり増えている。

そのような状況の中で中学の野球部に在籍している学園生は、苦労して勝ち取ったレギュラーの座を転入生に奪われてしまった。このことは一例であるが、学校などにおける転入生と、もともとこの地域に居住している住民の子どもたちとの軋轢も心配される。

4. 学園生への支援とその再構築

被災からしばらくの間、園長以下の職員が施設に宿泊し続けて支援に当たった。職員は、不安になる学園生の近くで彼らが訴える言葉を受け止め、非常時の生活を共に過ごし、家族から離れて暮らす学園生の大きな支えになってきた。また、彼らの心のケアを担当する心理職が、周辺被災住民の支援に忙殺されている。一部外部講師による支援も行なわれているが、学園生の心のケアが十分だとは言えず、今後の影響が心配されている。

しかし、支援を続ける職員自身も多数被災し、配偶者や実父、実母、実子を亡くしたり、行方不明となっている者もいる。また、自宅の家屋が流失したり全半壊の状態におかれたりもしている。9月1日現在においても、30名中7名の職員が仮設住宅に入居して通勤している。同様の状況にある障がい者施設では、勤務継続が不可能となり、退職を余儀なくされた職員もいる。学園職員の退職者は出なかったが、通常勤務が困難となり、法人内の異動によって補っている。

このように、被災して通常勤務の継続が困難となった職員のみならず、大半の職員が被災者である。被災から半年過ぎ、一定の落ち着きを見せ始めているものの、施設職員として取り組んでいかなくてはならない課題も多い。また、社会基盤全体が失われている大船渡市や陸前高田市において、地域住民を支えるという新たな役割によって生じた負担の中で、課題を募らせる学園生の支援の手を緩めることもできない。多くの職員が、今でも仮

設住宅から通勤しているように、職員自身の生活も落ち着かない中で、疲弊する施設職員を支えることが必須の課題となっている。

家庭から分離保護されて入所している学園生にとって、施設職員は親代わりであると同時に、精神的な支柱に他ならない。それゆえに経験職員の退職は、新規採用で代替できるほど単純なものではない。一旦喪失した子どもとの信頼関係を取り戻すためには、その後何年もの継続的な支援の積み重ねが求められることになる。それは、これまで学園が取り組んできた家庭的養護の提供に関しても当てはまる。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局(2011)は「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進」について、「近年、児童養護施設等には虐待を受けた子どもの入所が増加する中で、他者との関係性を回復させることや愛着障がいを起こしている子どものケア(養育)には、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供していくことが重要」だと述べ、小規模なグループによるケアを行う体制整備を急いでいる。そして学園は、この2月にユニットケアシステムへと一部移行したにもかかわらず、わずか1カ月後の震災で崩れてしまったのである。

しかしその後、園長以下職員が態勢を整え直し、9月から再度ユニットケアシステムへ移行しようとしている。学園生に家庭的な生活を保障して落ち着いた生活を取り戻していくという職員の思いを、「3月11日から数えて半年後の再スタートである」と園長が語っている。

このように、学園が最優先で小規模ユニットケア再開に取り組んでいることは、職員が施設の課題を的確に把握し、学園生の支援を再建しようと努力を続けていることを示している。同時にそのことは、自らも被災して困難を抱えながら仕事と生活の再建を図ろうとしている職員が、施設の再建という社会的意義を自らの思いと重ね合わせ、援助者としてのアイデンティティを再構築しようとする試みとも言えるだろう。

5. 学園生と職員が抱える震災後の課題について

今日の児童養護施設では、主に子どものケアを担当する保育士、児童指導員に加え、心理職やファミリーソーシャルワーカーなどの専門職が配置されている。それは、特に近年増加している、被虐待や発達障がいを抱えた子どもの治療・回復・支援のための機能強化であり、施設での養育自体も個別的で専門的なケアが重視されている。

しかし、もともと児童養護施設とは、家庭養育の代替機能を果たす施設であり、家庭的・家族的な生活の質(関係性)を担保して日常生活を営み、その中で子ども達が養育されるという本質を持っている。それゆえに家庭的な環境を整え、家族的で安定した生活集団を形成しようという指向性を持っており、その延長線上に小規模

化という目標が位置づけられる。大洋学園もその例外ではなく、職員と学園生による家族的な営みが形成され、より家庭的な環境整備が続けられてきた。

学園生は、そのような施設で地震にあい被災した。そして施設に被災者が入ってきたということは、家庭（家族）の中につながりのない他者が、突然外部から入ってきたことになる。この点では、避難所に多くの家族が集まって新しい環境に適応を迫られたこととは異なり、そのことによって、刻々と変化する状況の中で学園生の日常生活が大きく翻弄され続けていった。

このように、震災という地域全体の異常事態は、施設といえども無関係にしておくことを許さない。遊び場や自由のきく空間が失われることなどは、地域で暮らす子どもたちと同様の課題に巻き込まれたととらえることができるが、施設が避難所となった時点では、質的に異なった意味が加わったことには留意する必要がある。震災から半年が経過する中で日常生活は元に戻りつつあるものの、学校や地域全体が変化しているため、その影響は、これからも変化しながら表面化していくと予測されている。職員は、学園生が震災という状況の中で、ストレスを受けながらもそこに折り合いをつける努力をしていると見ているが、その変化を不斷に見守っていく必要があるとも指摘している。

また中には、離れて暮らす母親や家族を亡くしたり、自分が暮した家屋を流失する体験をした学園生が存在している。それぞれに施設での入所期間や年齢、入所の理由が異なっているので概には言えないが、家庭から分離保護されているという特殊な条件にある学園生が、家族と離れ離れに被災するという体験が意味するものは、在宅している一般家庭の子どもたちの被災体験とは異なっているように感じられる。その点にも注視しながら、施設特有の課題が表面化する可能性を読み取っていく必要があるだろう。

そんな学園生に寄り添い、献身的に不安を解消しながら支えている職員は、自らも被災者でありながら勤務を続けている。そして彼らは最優先で、ユニットケアの再開に取り組んでおり、支援の再構築への努力が継続されている。その一方で、不足する職員の補充など一朝一夕にいかない課題も残されている。

E.H.エリクソン（1959／訳 1973）に倣って、自分らしさの存在証明（アイデンティティ）が、自己の主張（宣言）と、自分の行動を通じた他者からの評価（承認）によって成り立つとすれば、被災によって職員が抱えた現実は、自分のすべきことが拡散し自己の宣言がしつくるると同時に、思うような行動が取れないことによって適切な評価を感じ取れないという二重の経験することといえるかもしれない。園長は、「安定した生活を取り戻しながら子どもたちの様子を注視していきたい」と語るが、それは職員による的確な支援を積み上げること抜きには考えにくいことである。言い換えれば、その不

断の取り組みを通して子どもたちとの関係が築かれるこの中に、職員も自分を取り戻していく過程が含まれているようにも思われる。

VI. おわりに

これまでの内容を踏まえて、今後の調査研究の方向性を次の3点から示しておきたい。

第1点目は、子どもたちの課題の特性とその変化を継続的に把握することの必要性である。津波孤児や遭児の発生、瓦礫に対する拒否反応、遊び場の消失など、震災前とは異なる新たな課題が生じていることはすでに報告されているが、本調査から、養育環境など震災前から何らかの課題を抱えた子どもたちが、被災を通して個別課題に変化が生じ、複雑化、深刻化している様子が浮き彫りとなった。

特に、児童養護施設で見ると、もともと家庭や心身に課題を抱えて施設での集団生活を余儀なくされるという特殊な成育歴と環境の中もあり、そこに大規模な被災という体験を通して、さらなる家族の喪失や家族関係の変化が生じたり、施設・学校・地域の環境が激変するという二重三重の課題を負うことになっている。こうした子どもたちへの対応には、一般的に言われている「心のケア」以外にも、求められる福祉・教育的ニーズに対応した、適切できめ細かな支援を長期的に継続して展開していく必要があると思われる。

加えて、すでに述べてきたように、不登校や引きこもりなど、制度的なネットワークから外れた子どもたちの実態を継続して把握していくことも、今後の大きな課題である。特に、阪神淡路大震災後の研究でも、この点は必ずしも明確にされてこなかった部分である。

ただし今回の調査では、障がいを持つ子どもたちの被災状況や、その後の変化についての情報を得ることがほとんどできなかった。しかし、言語障がいの子どもたちの通所指導を行っていた宮古市「言葉の教室」の言語聴覚士が被災したこと、保育施設などへの入園前の障がいを持つ幼児を対象とした「すこやか幼稚教室」も、震災の影響を受けて1ヶ月以上閉鎖されていたことが明らかとなっている。このような状況が、在宅の障がい児にどのような影響を与えていたのか、また、障がい児施設へ入所中の子どもたちの被災状況や、その後の変化等に関する調査については今後の課題と考えている⁽⁵⁾。

第2点目は、子どもの援助者に対する支援を、「専門職としてのアイデンティティの再構築」という視点からとらえ直す必要性である。すでに、自らも被災者でありながら、現場で子どもの支援を続ける職員の心的外傷やストレスに対して「心のケア」が必要であることは繰り返し指摘されている。その上で、今回の調査を通じて明らかになったのは、施設等で働く職員の専門職としてのアイデンティティが、被災によって大きく揺らいでいる

ということである。被災時に園児や生徒を亡くしたことへの苦悩や悔恨、校舎・施設等のハード面の損失や文書、教材、写真、作品、活動記録等のソフト面の散逸、さらにその後の復興過程における役割行動の変化など、その要因を検証するとともに、彼らへの「アイデンティティの再構築」に向けた働きかけのあり方を見出すことも、援助者に対する支援の重要な課題であると考える。

第3点目は、以上2点を踏まえた被災地支援の可能性を探ることである。子どもの遊びを例に取ると、聞き取り調査の中では、仮設住宅への支援に限らず、保育施設、学校等における子どもたちへの直接的な支援という方法も可能であり、そのニーズも高いと思われた。また、宮古市社会福祉協議会の担当者からは、自由に集まることのできるショッピングセンターなどの既存施設で、住民全体を対象としたあそびの提供やレクリエーション活動の展開などの方法も、地域の子どもたちを支える力になると助言を得た。子どもの遊びに働きかける教育に取り組む本学の学科の活動とリンクさせる可能性を、そこを考えたい。また、失われた記録を取り戻す「アーカイブ支援」の試みも、学部、学科をまたいで展開できる活動の一つになり得ると思われた。

本研究は、全体として被災を通じた子どもと援助者の課題を継続的に明らかにしていくことが主軸になると考えており、被災地支援もそのことを踏まえた持続性のある方途を探っていきたいと考えている。今回、現地で調査することで、改めてこの震災の甚大さや衝撃、深刻さなどを確認した。そして、この地域で暮らす子どもたちの生活と成長に及ぼしている困難さと課題は、刻々と変化しつつ、さらに複雑化しており、これからもそれぞれの子どもたちに影響を与え続けていくことが予測できる。そのような意味からも、本稿は、震災から半年後の時点の調査結果に基づく第一報と位置付けている。上記方向性として示した視点の報告を続けるためにも、調査を継続したい。

こうした筆者らの試みに対して、今回の調査をお願いした現地関係者の皆様は、一人ひとりが被災者でありながら子どもたちへの支援に携わり、その大変な困難と心労の中で気持ちよく調査に協力していただいた。この場を借りて謝意をお伝えしたい。

なお、事例に基づく考察で取り上げさせていただいた児童養護施設大洋学園では、先にも記したとおり、被災を通じた子どもと援助者の状況を具体的に明らかにすることにより、今後の支援につながる記録になり得るのではないかという趣旨から、名称を含めて公表することの承諾を得た。重ねて、感謝の意を表したい。

【註】

(1) 表1における保育施設等の被災状況については、さらに数ヶ所が地震・津波で全半壊している。

(2) 日本教育社会学会第63回大会(於・お茶の水女

子大学)特設ラウンドテーブル「災害と教育社会学」において気仙沼市教育委員会担当者は、被災後に大学等研究機関から現地調査への研究依頼要請が殺到し、対応に苦慮していることを説明している。

(3) 岩手県全体の不登校児童・生徒の出現率は小学校0.19%、中学校2.19%(2009年度)。人数を公表している大槌町では小学生3人、中学生24人(同年度)で、宮古市でも20数名の報告がある。

(4) 被災後の不登校や引きこもりの子どもたちの活動については十分に検証されていないが、支援を続ける団体等の報告の中に被災が子どもの社会的活動につながったことを指摘するものもある。宮古市については、引きこもり青少年の支援を継続的に取り組むNPO「みやこ若者サポートステーション」の活動内容が参考になる。

(<http://www.miakosaposute.jp/>)

(5) 今回の調査研究の出発点のひとつには、阪神淡路大震災の際に、精神障がい者への「少しの配慮」が安心を支えることを明らかにした精神科医の中井久夫氏の指摘があった。中井久夫(1995)『1995年1月・神戸-「阪神大震災」下の精神科医たち』みすず書房

【引用・参考文献】

- 岩手日報社(2011)『特別報道写真集 平成の三陸大津波 2011.3.11 東日本大震災岩手の記録』岩手日報社
岩手県教育委員会・宮古市教育委員会(2011)「資料4-3 岩手県教育委員会・宮古市教育委員会提出資料」
『公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議・第6回資料』文部科学省
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/084/shiryo/1310221.htm (2011.9.12)
E.H.エリクソン『自我同一性』(1959/訳1973) 小此木啓吾訳編, p.10, 誠信書房.
河北新報社・東日本大震災取材班(2011)『見てしまつた遺体 子どもの心をどうするか?』河北新報社.
喜多一憲(2009)「第一章第2節 施設養護(とくに児童養護施設)の現状と青年期の自立」喜多一憲・長谷川真人・神戸賢次・堀場純矢他『児童養護と青年期の自立支援』, p.14, ミネルヴァ書房.
厚生労働省雇用均等・児童家庭局(2011)「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」雇児発第0330008号 平成17年3月30日【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第2号.
児童養護施設大洋学園『児童養護施設大洋学園パンフレット』. <http://www.taiyokai.or.jp/> (2011.11.1)
児童養護施設大洋学園(2011)「東日本大震災発生後の状況と対応」.
谷口由希子(2011)『児童養護施設の子どもたちの生活過程 子どもたちはなぜ排除状態から抜け出せないのか』p.4, 明石書店.
辻竜平(2011)『中越地震被災地研究からの提言 未来の

被災地のために』 p.79, ハーベスト社.
野口裕二 (2002) 『物語としてのケアーナラティブ・ア
プローチの世界へ』 pp.183-205、医学書院
堀場純矢・伊藤龍仁 (2007) 「児童養護施設入所に至る
親の労働・生活問題」『総合社会福祉研究』(30)
p.115, 総合社会福祉研究所.

宮古児童相談所 (2011) 『平成 23 年 8 月 4 日説明資料』
なお、その後の詳細については、「宮古児童相談所ホー
ムページ」『岩手県ホームページ内保健福祉部（出先
機関）内』
<http://www.pref.iwate.jp/info.rbz?nd=415&ik=3&pnp=17&pnp=61&pnp=415>. (2011.11.1)